

令和6年度障がい者差別解消部会の取組状況

1. 取組内容

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(改正障害者差別解消法)」が、令和6年4月より、①事業者による合理的配慮の提供の義務化が、「努力義務」から「義務」となり、②障がい者を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成、確保する責務が明確化され、③地方公共団体においても、障がいを理由とする差別や解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供が努力義務となったことから、令和4年度末より、本協議会の承認を経て、障がい者差別解消部会を開始しています。

令和5年度は市内の相談事例等の把握及び市内の企業の取り組みなどを学ぶところから開始しました。

令和6年度は、1年目の学習の成果として、企業向けのパンフレット作成をし、商工会等の会議において報告を行うことを目指します。

2. 部会委員

- ・株式会社アサヒプロイラー
- ・障がい者就労支援センターえるむ
- ・委託相談支援事業所ぷらむ
- ・事務局：障がい福祉課

3. これまでの経緯

令和5年2月9日 第1回打ち合わせ(委員の顔合わせ)
令和5年3月13日 第1回部会開催(目的の共有)
令和5年7月13日 第2回打ち合わせ(新委員への情報共有)
令和5年11月22日 第2回部会開催(目標設定)
令和6年5月22日 第3回部会開催(パンフレット作成)

4. 今後の予定について

本日、令和6年7月19日に、協議会において策定(案)についての承認を経て、その後の商工会の会議において報告を行う。

5. 今後の取り組む内容

人材育成や、情報収集について、部会等で目標等を意見交換していく。